

第15期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

ブティックス株式会社

上記の事項に係る情報につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://btix.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2013年7月25日	2014年6月25日
新株予約権の数		10個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式20,000株 (新株予約権1個につき2,000株) (注) 1	普通株式12,000株 (新株予約権1個につき2,000株) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり25円) (注) 1	新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり25円) (注) 1
権利行使期間		2016年6月1日から 2023年5月31日まで	2017年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

		第12回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		2016年8月2日	2019年5月13日
新株予約権の数		11個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式22,000株 (新株予約権1個につき2,000株) (注) 1	普通株式4,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり70,000円 (1株当たり35円) (注) 1	新株予約権1個当たり350,900円 (1株当たり1,755円) (注) 1
権利行使期間		2019年7月1日から 2026年6月30日まで	2022年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(注) 1. 2021年6月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されています。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。
- ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第15回・第16回新株予約権（2021年1月13日取締役会決議）

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2021年1月13日	2021年1月13日
新株予約権の数	400個	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式80,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1	普通株式320,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.5円) (注) 1	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.5円) (注) 1
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり1,148円	新株予約権1株当たり1,148円
権利行使期間	2024年8月1日から 2028年1月31日まで	2027年8月1日から 2031年1月31日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 3
割当先	園部 洋士 (注) 4	園部 洋士 (注) 5

(注) 1. 2021年6月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されています。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

① 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第15回新株予約権を行使することができず、かつ、第15回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第15回新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第15回新株予約権者に割り当てられた本第15回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第15回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：100%

(b) (a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

③ 受益者は、本第15回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④ 受益者の相続人による本第15回新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本第15回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第15回新株予約権を行使できないものとする。

⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

① 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第16回新株予約権を行使することができず、かつ、第16回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第16回新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第16回新株予約権者に割り当てられた本第16回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第16回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合
行使可能割合：50%

- (b) 2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本第16回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - ④ 受益者の相続人による本第16回新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本第16回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第16回新株予約権を行使できないものとする。
 - ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
4. 園部洋土は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2024年7月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。
5. 園部洋土は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2027年7月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,920千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
 - ・ コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、常勤役員で構成する経営会議にて、コンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
 - ・ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ・ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。
 - ・ 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程及び危機管理マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - ・ 危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
 - ・ 取締役会規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ・ 取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ・ 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - ・ 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ・ 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、内部通報規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役等への適切な報告体制を確保する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正且つ透明性を担保する。
 - ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ・ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

- ・内部統制担当を置き、計画に基づき職務の執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には代表取締役社長への報告を行う。
- ・代表取締役社長は、内部統制担当、内部監査担当、監査役等からの報告をもとに、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、経営会議を通じて必要な措置を講じる。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ヘ 反社会的勢力からの不当請求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |             |              |             |         |             |
|---------------------------------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|---------|-------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金        |             | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |             |
|                                 |         |         |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |         |             |
| 当期首残高                           | 259,925 | 187,925 | 187,925     | 355,863      | 355,863     | △108    | 803,607     |
| 当期変動額                           |         |         |             |              |             |         |             |
| 新株の発行                           | 1,335   | 1,335   | 1,335       | —            | —           | —       | 2,670       |
| 当期純利益                           | —       | —       | —           | 198,599      | 198,599     | —       | 198,599     |
| 自己株式の<br>取得                     | —       | —       | —           | —            | —           | △70,993 | △70,993     |
| 株主資本以<br>外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | —       | —       | —           | —            | —           | —       | —           |
| 当期変動額合計                         | 1,335   | 1,335   | 1,335       | 198,599      | 198,599     | △70,993 | 130,275     |
| 当期末残高                           | 261,260 | 189,260 | 189,260     | 554,463      | 554,463     | △71,101 | 933,882     |

|                                 | 新株予約権  | 純資産合計   |
|---------------------------------|--------|---------|
| 当期首残高                           | 5,492  | 809,099 |
| 当期変動額                           |        |         |
| 新株の発行                           | —      | 2,670   |
| 当期純利益                           | —      | 198,599 |
| 自己株式の<br>取得                     | —      | △70,993 |
| 株主資本以<br>外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | 6,398  | 6,398   |
| 当期変動額合計                         | 6,398  | 136,674 |
| 当期末残高                           | 11,890 | 945,773 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 8～18年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
|-----------|-------|

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

#### (1) 損益計算書

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「雑損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「雑損失」は211千円であります。

#### (2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産

##### (1) 当年度の財務諸表に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 26,412千円 |
|--------|----------|

##### (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

###### ① 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

###### ② 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

2022年3月期における新型コロナウイルス感染症の影響については、ワクチン接種の開始等により徐々に快方へと向かうことを前提とし、万が一、緊急事態宣言が発出された場合でも、商談型展示会事業においては、展示会の開催ができることを、また、M&A仲介事業においては、訪問や面談等が実施できることを前提に計画しております。

上記の前提に基づき、事業計画に当該影響を織り込み、将来課税所得の見積りを行っております。

###### ③ 翌年度の財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌報告期間以降の財務諸表において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、②に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にしておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症による影響によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首    | 増加      | 減少 | 当事業年度末     |
|-------|------------|---------|----|------------|
| 普通株式  | 2,513,100株 | 27,000株 | 一株 | 2,540,100株 |

(注) 27,000株は新株予約権の行使によるものです。

##### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 40,197株

##### (3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 99,000株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 3,725千円  |
| 未払費用      | 3,499千円  |
| 賞与引当金     | 17,682千円 |
| 固定資産減損損失  | 1,504千円  |
| その他       | 474千円    |
| 繰延税金資産小計  | 26,886千円 |
| 評価性引当額    | △474千円   |
| 繰延税金資産合計  | 26,412千円 |
| 繰延税金負債合計  | 一千円      |
| 繰延税金資産の純額 | 26,412千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び前渡金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金、前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で9年5ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスク軽減を図っております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### II. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払をできなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額    |
|------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 1,448,876 | 1,448,876 | —     |
| (2) 預け金    | 339       | 339       | —     |
| (3) 売掛金    | 21,100    | 21,100    | —     |
| (4) 前渡金    | 4,566     | 4,566     | —     |
| 資産計        | 1,474,883 | 1,474,883 | —     |
| (1) 買掛金    | 26        | 26        | —     |
| (2) 短期借入金  | 300,000   | 300,000   | —     |
| (3) 未払金    | 94,533    | 94,533    | —     |
| (4) 未払費用   | 16,627    | 16,627    | —     |
| (5) 前受金    | 82,963    | 82,963    | —     |
| (6) 長期借入金※ | 109,500   | 99,904    | 9,595 |
| 負債計        | 603,650   | 594,055   | 9,595 |

※ 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 前渡金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金

の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分     | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 敷金及び保証金 | 53,773   |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,448,876 | —           | —            | —    |
| 預け金    | 339       | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 21,100    | —           | —            | —    |
| 前渡金    | 4,566     | —           | —            | —    |

(注) 4. 長期借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内  | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超    |
|-------|-------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 長期借入金 | 5,500 | 9,110       | 8,760       | 8,760       | 77,370 |

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 186円78銭

(2) 1株当たり当期純利益 39円79銭

(注) 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、2021年6月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

#### (1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### (2) 株式分割の概要

##### ① 分割の方法

2021年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

##### ② 分割により増加する株式数

|                |             |
|----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数  | 2,540,100株  |
| 株式分割により増加する株式数 | 2,540,100株  |
| 株式分割後の発行済株式総数  | 5,080,200株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 16,980,000株 |

##### ③ 分割の日程

|        |               |
|--------|---------------|
| 基準日公告日 | 2021年5月13日（木） |
| 基準日    | 2021年5月31日（月） |
| 効力発生日  | 2021年6月1日（火）  |

#### (3) 株式分割に伴う定款の一部変更

##### ① 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2021年6月1日（火）をもって当社定款の一部を変更いたしました。

## ②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                              | 変更後定款                                               |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>849</u> 万株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,698</u> 万株とする。 |

## ③定款変更の日程

効力発生日 2021年6月1日 (火)

## (4)その他

### ①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### ②新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、2021年6月1日(火)以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価格を以下のとおり調整いたします。

| 名称        | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|-----------|---------|---------|
| 第8回新株予約権  | 50円     | 25円     |
| 第9回新株予約権  | 50円     | 25円     |
| 第11回新株予約権 | 60円     | 30円     |
| 第12回新株予約権 | 70円     | 35円     |
| 第13回新株予約権 | 170円    | 85円     |
| 第14回新株予約権 | 3,509円  | 1,755円  |
| 第15回新株予約権 | 2,296円  | 1,148円  |
| 第16回新株予約権 | 2,296円  | 1,148円  |